

# 竹島はなぜ奪われ続けるのか

下條 正男

## 竹島問題の淵源

一九五四年九月以来、韓国の海洋警備隊によって占拠され続けている竹島は、島根県から約二一キロ、韓国からは約二一五キロに位置する絶海の孤島である。一七世紀末までは鬱陵島とともに日本領として認識され、一九〇五年一月の閣議決定を経て島根県に編入された。江戸時代には現在の竹島が松島と呼ばれ、竹島は、鬱陵島の呼称であった。今日、その竹島と松島の呼称が入れ替わったことが、竹島問題の解決を難しくする原因の一つとなっている。

鬱陵島が松島となり、江戸時代に松島と呼ばれていた無人島が竹島と命名されたのは、一八四〇年、シーボルトの

「日本全図」<sup>①</sup>で、実在しないアルゴノート島に誤って竹島と表記がなされ、鬱陵島（ダジュレート島）が松島と記載されたことによる。韓国側ではこの事実を無視するため、シーボルトの「日本全図」に依拠して制作された地図や海図にはアルゴノート島（竹島）とダジュレート島（松島）が描かれているにもかかわらず、それを今日の鬱陵島と竹島と解釈するといった誤謬を、犯し続けているからである。

問題は一八七七年、明治政府が島根県から竹島と松島を島根県に編入するのか判断を求められ、それを太政官指令によって「竹島外一島の儀、本邦関係これ無し」として、日本領とは関係がないとしたことに始まる。この時、島根県では江戸時代の呼称に従い鬱陵島を磯竹島（竹島）とし、竹島を松島とした。ところが明治政府は、シーボルトの

「日本全図」を踏襲した地図および海図を参考にしたため、「外一島」に当たたる松島を鬱陵島とし、島根県の地理的理  
解とは齟齬があった。

それを韓国側は、松島を江戸時代以来の竹島と見なし、  
明治政府は鬱陵島と松島（現、竹島）を韓国領と認めたと解  
釈して、日露戦争中の一九〇五年、竹島を日本領に編入し  
たのは侵略行為である、と主張するのである。

だが日韓の係争の地である竹島が海図等に描かれるよう  
になるのは、一八四九年、フランスの捕鯨船リアンクール  
号が同島を発見し、リアンクール岩礁と呼ばれることになっ  
てからである。そのため当時の海図等では一時、実在しな  
いアルゴノート島と松島（鬱陵島）とともに、リアンクー  
ル岩礁が描かれることもあった。

日本政府は一九〇五年一月、その無人島のリアンクール  
岩礁を「無主の地」とし、国際法に基づいて日本領に編入  
したのである。その際、本来の呼称の松島とはせず、竹島  
と命名した。それはすでに明治一四年（一八八一年）、鬱陵  
島が松島とされていたからである。

その竹島（リアンクール岩礁）をめぐって、日韓が争うこ  
とになるのは一九五二年一月一八日、韓国政府が公海上に  
「李承晩ライン」を設定し、竹島を韓国領としたことによ  
る。当時、太平洋戦争に敗れた日本は連合国軍の占領下に

置かれ、竹島もまた一九四六年一月二九日、「連合軍最高  
司令部訓令第六七七号」により、日本の施政権が及ばない  
地域に含められていた。

だが「連合軍最高司令部訓令第六七七号」の第六八条では、  
「この指令中の条項は何れも、ポツダム宣言の第八条にあ  
る小島嶼の最終決定に関する連合国側の政策を示すものと  
解釈してはならない」と規定されていた。そのため敗戦国  
日本が国際社会に復帰することになる「サンフランシスコ  
講和条約」の最終案では、竹島は朝鮮の領土から削除され  
ていたのである。

しかし一九五一年夏、講和条約の最終案で、竹島が朝鮮  
領から外された事実を知った韓国政府は、歴史家の崔南善  
に竹島の来歴を諮問している。その時、竹島は歴史的に韓  
国領とする崔南善の見解を尊重した韓国の李承晩大統領は、  
講和条約が発効する四月二八日を前に「李承晩ライン」を  
宣言し、一方的に韓国領としてしまったのである。

この時、韓国側が竹島に固執した背景の一つに、一九五  
二年二月から始まる日韓の国交正常化交渉の本会談があっ  
た。朝鮮半島は一九一〇年に日本に併合され、日本の敗戦  
によって独立することになった。だが交渉に臨む韓国側には  
不安材料があった。朝鮮半島には日本側が残した莫大な  
日本側資産があり、日本国内には数万とも、数十万ともい

われる朝鮮半島からの密入国者がいたからだ。韓国政府としては、日韓の国交が正常化し、巨額の日本資産が国外に持ち出されることを嫌った。さらに朝鮮半島は朝鮮戦争の最中で、密入国者達の帰国を望んでいなかった。韓国政府には、日本政府に対し、財産請求権の放棄と在日の法的地位を認めさせる外交カードが必要だったのである。それも講和条約が発効し、日本が国際社会で発言権を強める前に、日本政府を牽制できるカードが必要であった。そこで外交カードとなったのが、竹島を含めた「李承晩ライン」である。韓国側は公海上に「李承晩ライン」を設定すると、一九五三年一月二日には「漁業資源保護法」を制定して、日本人漁船員を拿捕抑留する法的根拠とした。「李承晩ライン」を犯した者は三年以下の懲役、禁錮または五〇万ウォン以下の罰金に処せられ、漁船・漁具等は没収された。日韓が国交正常化をする一九六五年までに、三〇〇〇名近くが拿捕抑留され四四名が命を失った。

「李承晩ライン」は韓国の領海ではなく、公海上に設定されたが、韓国側は抑留された漁船員の解放を求める日本政府に対して、朝鮮半島に残してきた日本側資産の「財産請求権」の放棄と、今日の外国人参政権問題にも繋がる在日韓国人の「法的地位」を求めたのである。一九六五年六月二二日、日韓両国は「日韓基本条約」を締結し、日本側

は「財産請求権」を放棄して、在日の「法的地位」を認めることになった。同時に「日韓漁業協定」を締結して、「李承晩ライン」も消滅した。だが日本漁船は、不法占拠されたままの竹島周辺に近づくこともできず、竹島問題だけが残されることになったのである。

それは一九五三年四月、韓国の民間人が竹島に上陸したことからは始まった。これに続き韓国政府は、竹島に国土標識を立てて灯台を設置し、九月には海洋警備隊を常駐させるなどの強硬手段をとった。これに日本政府は一九五四年九月二五日、国際司法裁判所への提訴を韓国政府に提案したのである。

しかし韓国政府は同年一〇月二八日、国際司法裁判所への提訴を拒否した。その際、外務部長官の卞榮泰は声明を発表し、「竹島は日本の韓国侵略の最初の犠牲物だ」「日本が独島を奪取しようと企むことは、韓国の再侵略を意味する」とする歴史認識を示した。その後、この歴史認識は、日韓の歴史問題にも深くかかわっていくことになるのである。韓国側ではこの歴史認識に依拠して、日本側に「過去の清算」を求めることになったからである。だが竹島は、歴史的にも国際法上も日本の領土である。韓国側がいかに歴史を捏造し、日本を侵略国家と非難するなど詭弁を弄しても、韓国側が竹島を侵奪したという歴史事実を隠蔽する

ことはできない。

ところが膠着状態にあった竹島問題にも、転機が訪れた。一九九四年、国連の「海洋法条約」が発効し、日韓は排他的経済水域の中間線を画定する必要に迫られたからだ。そこで韓国政府は一九九六年二月、竹島に接岸施設の建設を始め、不法占拠の正当化を謀ろうとしたのである。これに日本政府は抗議したが、韓国内の反日感情が高まると、竹島問題の解決を棚上げにしたまま新しい「日韓漁業協定」を締結し、中間線を画定できずに「暫定水域」を設定したのである。

しかしこの「暫定水域」内での共同漁労も、韓国漁船による違法漁労と乱獲により、日本側の被害は甚大であった。そこで島根県議会が「竹島の日」条例を制定し、日本政府に領土権の確立を求めたのである。だが日本政府は、条例の制定にも無関心であった。これとは対照的だったのが韓国政府である。韓国の盧武鉉大統領（当時）は竹島問題を専門に研究する国策機関を設置すると、日本の再侵略を強調するための対外広報戦略に乗り出し、続く李明博大統領もその戦略を継承している。<sup>9)</sup>

### 韓国側の動きと日本の現実

だが近年、韓国の政府機関によるプロパガンダは国際社会にも浸透し、竹島問題は確実に新たな局面を迎えることになった。それを象徴する出来事が二〇一〇年九月七日、尖閣諸島近海で発生した。中国漁船が日本の領海内で海上保安庁の巡視船に故意に追突するという漁船衝突事件が起こると、一月一日にはロシアのメドベージェフ大統領が北方領土の国後島を電撃訪問するなど、これまで領土問題を未解決のままに放置してきた日本は、たちまち四面楚歌の状況に追い込まれたからである。

だが今回、衝突事件によって表面化した尖閣諸島をめぐる日中の確執と、ロシアのメドベージェフ大統領による国後島訪問は、ある程度、予測ができた。尖閣問題に関しては、衝突事件が発生する以前から中国のネット上でも話題となっており、ロシアのメドベージェフ大統領の国後島訪問も、九月中旬、私が「ビザなし交流」で国後島に渡った際には「プーチン首相かメドベージェフ大統領が近々、国後島を訪問する」といった噂が流布していたからだ。

だが敗戦直後の日本が直面することになった北方領土問題（千島列島と南樺太を含む）と竹島問題に続き、一九七〇年

代から起こった尖閣問題は、日本が国家として自立できるかどうかが問われる喫緊の課題であった。しかし戦後の日本外交は、国家主権が侵され続けるといった異常事態には目を背け、大多数の国民もまた安閑と日々を送ってきた。

その結果、われわれはいつの間にか日本にとって何が問題なのか、問題の本質までも見失うことになったのである。

ところが二〇〇五年三月一六日、島根県議会が「竹島の日」条例を制定し、竹島に対する領土権の確立を求めた時から、日本の領土問題は動き始めた。日韓の間に領土問題は存在しないと嘯いてきた韓国側では、盧武鉉大統領（当時）自らが先頭に立ち、外交通商相の潘基文氏（現、国連事務総長）も竹島問題は「日韓関係よりも上位概念」として、竹島問題に積極的にかかわってきたからだ。

それも韓国政府は、「竹島の日」条例が成立する一週間前の三月九日、竹島問題と歴史教科書に関連する大統領直属の「東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団」設立の準備を始め、四月二〇日には、大統領政策室長の金秉準氏を団長に任命し、活動を始めた。さらに韓国側が二〇〇六年六月、ドイツで開催される国際水路機関の会議で竹島周辺の海底地名を韓国式に改めようとしたことから、同年四月、日韓が日本海で対峙し、一触即発の状況となった。すると韓国政府はその九月、同企画団を「東北アジア

歴史財団」と改組し、大幅に戦略を立て直したのである。

「東北アジア歴史財団」では竹島問題を含め、日本海呼称問題・歴史教科書問題・慰安婦問題・靖国神社問題・東北工程（高句麗史問題）・白頭山問題の七つを戦略的テーマとする、それら歴史問題を仲立ちとして内外の市民団体や研究者と連携し、日本の右傾化や日本の侵略的傾向を指弾し始めたのである。これは竹島問題で攻勢をかける日本側の動きを牽制することが、目的であった。事実、盧武鉉大統領は「東北アジア歴史財団」の発足に際しても、それら歴史問題を「侵略の証拠」とし、日本に「過去の反省」を求めることで、竹島問題の封印を謀ろうとしたのである。

だが竹島問題は、「東北アジア歴史財団」が掲げた歴史問題とはまったく関係がなく、その歴史研究も歴史的な裏付けを欠いていた。<sup>11</sup>それを敢えて竹島問題に結びつけてきたところに、歴史認識によって竹島問題を捉える韓国側の限界と脆弱性がある。にもかかわらず、日本政府は慰安婦問題や日本海呼称問題が表面化しても、適切な外交的措置を採ることなく、事態を悪化させている。<sup>12</sup>

現に「東北アジア歴史財団」による国際世論工作は、潘基文氏が国連事務総長を務める国連等を舞台に展開され、虚偽の歴史が歴史の事実として、国際社会に受け入れられ始めている。国連の地名標準化会議を舞台に、日本海の中

に独島（竹島）があるのは日本の領海内にあるようで不適切だとし、日本海を韓国の呼称である東海に改めようとする「日本海呼称問題」は、その典型と言える。韓国側では今日、東海ではなく日本海の呼称が使われるのは、一九二九年、国際水路局がガイドライン『大洋と海の境界』を制作する際、朝鮮半島は日本の植民統治下にあり、二〇〇〇年前から使用されてきた東海の正当性を主張できなかったと主張している。そこで過去の歴史を清算し、韓国側の呼称である東海の使用を国際社会に求めているのである。

だが竹島の不法占拠を続ける韓国側が、その正当性を主張するために選んだ日本海呼称問題は、竹島問題とはまったく関係がないばかりか、東海とする根拠そのものも文献が読めていないためか、虚偽の解釈に基づくものであった。<sup>18)</sup> 竹島が歴史的に韓国領でなかった事實は、すでに第一期の島根県竹島問題研究会がまとめた「中間報告書」や「最終報告書」で明らかにしたが、その竹島問題に、何ら関係のない歴史問題を結びつけるのは、日本が韓国領の竹島を侵略したとする外務部長官下栄泰の歴史認識によって、竹島問題を論じているからである。領土問題を論ずる際は、韓国側が論拠とするような後世から見た歴史認識ではなく、歴史の事実こそが尊重されなければならない。竹島は韓国領であるといった固定観念で史料や文献を解釈する限り、

竹島問題の解決は望めないからである。

これは島根県議会が「竹島の日」条例を制定し、韓国側が竹島問題を歴史認識問題とした時点で、領土問題に対する日韓の立ち位置がまったく違っていたということである。この点で、領土問題に対する日韓の立脚点の違いを考慮することなく、感情的に竹島問題と対峙すれば、民族感情を煽るだけである。そしてその不毛の感情的対立を助長し、日本との領土問題に歴史認識問題で対処しようとしたのが盧武鉉大統領政権下の韓国側で、それは基本的に李明博大統領時代となっても変わりが無い。韓国側は、「過去の侵略を正す」という歴史認識に依拠し、日本の「過去」を問題にすることで竹島問題に対処しているからだ。これに対し日本政府は、韓国政府がどのような外交戦術をとろうと無頓着であった。

一方、島根県議会が二〇〇五年三月、「竹島の日」条例を制定し、竹島の領土権確立を求めたのは、「無主の地」竹島の島根県編入一〇〇年を記念してのことである。だが「竹島の日」条例の制定と前後して、国際社会を舞台に慰安婦問題や日本海の呼称が問題とされても、日本政府にとつての二〇〇五年は、日韓が一九六五年六月に国交正常化をし、「日韓基本条約」が締結されて四〇周年の節目でしかなかった。日本政府はこの時、領土問題の解決よりも、日

韓両国政府が共同で実施する「日韓友情の年」の記念行事の円滑な遂行を優先したのである。

戦後の日本は、領土問題に限らず、北朝鮮による拉致問題など、国家主権が侵され続けても外交摩擦を忌避し、その場しのぎの彌縫策で問題の先送りをしてきた。国家主権が侵され続ける現状で、外交摩擦を嫌忌する感覚がどこに由来するのか、理解に苦しむものがある。

二〇〇五年三月の「竹島の日」条例の成立を機に、韓国側が対抗措置をとり、海底地形の名称に関する国際会議で、竹島周辺の海底地名を韓国側の表記に書き換えようとする動きに出た。この事態に対し、日本の海上保安庁は二〇〇六年四月、測量船を鳥取県境港沖に派遣したが、韓国側も朝鮮半島東岸に艦艇二〇隻余を集結させ、一時に軍事的緊張が高まった。

だがこの時も、日本政府は海上保安庁の測量船による測量を中止させ、竹島問題解決の糸口に結びつけることができなかった。

その直後の五月三日、民主党幹事長（当時）の鳩山由紀夫氏は、韓国ソウルで国務総理の韓明淑女史を訪ねていた。韓国政府の国政ブリーフィングによると、その時の鳩山由紀夫氏は、次のように語っている。民主党の鳩山由紀夫幹事長は三日、竹島問題に関連し、「韓国国民が日本から再

び侵略を受けるとの考えを起こしたのは、日本外交の失敗」と語ったとされる。これは韓明淑国務総理との会談の席で、鳩山幹事長が「最近、日本はアジア外交がうまくいっておらず、近隣の国民から相当な反発を招来しているなど、難しい局面に直面している」との認識を示し、「過去の歴史に対する誤った認識は、結果的には日本全体の国益を損失することになる」と語ったことによる。

この時、鳩山幹事長が「近隣の国民から相当な反発を招来している」としたのは、韓明淑国務総理から、「盧武鉉大統領の特別談話は、竹島問題が領有権問題だけでなく、日本の誤った歴史認識の問題であることを強調したもので、これを日本政府と国民たちに悟らせるためのものであった」と説明され、さらに「日本側の歴史教科書歪曲、靖国神社参拝の強行、独島問題など、最近の両国関係に緊張を醸成していることに対して、強く遺憾の意を表明」されたためという。

これに対して鳩山幹事長は、「すべての領土問題は根本的に歴史から始まる」「日本側が歴史的事実をより正確に理解するよう、努力する必要がある」と、共感を示した。

だが島根県議会が「竹島の日」条例を制定し、半世紀近くも埋もれていた竹島問題が日韓の領土問題として認識されたことが、なぜ日本外交の失敗と言えるのだろうか。確

かに「竹島の日」条例が成立すると、外務省高官も「実効的には何の意味のないことを国民感情だけで決めるのは、率直に言っていかなものかと思う」と不満を述べた。だがその一方で、日韓双方の主張を併記していた外務省の竹島関連のホームページが、「竹島は日本の固有領土」で「韓国が不法占拠」していると書き換えられ、今日の日本政府の見解を補強することになった。島根県議会を批判した反面で、外務省は「竹島の日」条例の制定を機に、自らの外交姿勢を表明していたのである。

そればかりか、この外務省の竹島関連のホームページの書き換えにより、二〇〇六年度版の地理と公民の教科書に竹島問題が記載されることになった。これは従来の竹島問題の現状から見れば、大きな前進と言えた。北方領土問題と比べると竹島問題に対する国民の関心は薄く、「北方領土の日」が一九八一年、閣議了解されたのとは違い、竹島問題は忘れられた存在だったからである。

この日本側の変化に対し、韓国側では竹島問題が記述される二〇〇六年度版の地理と公民の教科書を歪曲教科書と決めつけ、猛反発した。この時の反日騒動が、ソウル駐在の中国メディアによって中国国内に伝えられると、中国各地では俄に反日感情が高まり、日本の歴史歪曲として、あの大規模な反日暴動を誘発していったのである。

そこに小泉純一郎首相（当時）による靖国神社参拝がクローズアップされ、中国側の反日感情は一挙に燃え上がった。鳩山幹事長（当時）が二〇〇六年五月、「最近、日本はアジア外交がうまくいっておらず」と韓明淑國務総理に発言したのは、中国各地で反日暴動が起こり、韓国側が竹島周辺の海底地名を韓国流に書き換えようとして、騒然としていた頃のことである。

だが竹島は、歴史的に韓国領であった事実はなく、韓国側によって不法占拠されているのである。その最中、野党とは言え、日本の国会議員が係争中の問題に対し、相手国の歴史認識を鵜呑みにしての発言は軽薄である。それはいみじくも鳩山幹事長（当時）が韓明淑國務総理に語ったとおり、「過去の歴史に対する誤った認識は、結果的には日本全体の国益を損失することになる」からに他ならない。

事実、日本は竹島問題を放置したことで、国益を大きく損ねた。竹島問題の顕在化と前後して、韓国では日本の国連の安全保障理事会の常任理事国入りが問題とされ、それを阻止する動きが活発となったからだ。問題は、その韓国側の動きに中国側が同調し、日本の安保理の常任理事国入りを反対したことである。その理由は、日本は「過去を反省していない」ので、その「資格がない」であった。日本政府は、竹島問題に積極的にかかわることで外交摩擦が生

ずることを恐れ、主張すべき時にも沈黙した。そのため放置した竹島問題によって膨脹した歴史認識を根拠に、日本の国連安保理の常任理事国入りが阻止されたのである。

この状況を注意深く観察していたのがロシアである。ロシアのガルージン駐日公使は二〇〇五年六月、「ソ連の対日参戦はソ連の正義の戦いであった」と述べ、「ソ連軍による北方領土占領について、日本軍国主義の侵略行為の帰結」とし、北方領土の占拠を正当化するなど、強硬姿勢に転じている。韓国政府が日本を侵略国家として指弾し、竹島問題では日本側の動きを牽制していると見たロシアは、その後、韓国流の「歴史認識」を自らの外交カードとしていくことになるのである。

この日本を侵略国家とする「歴史認識」カードは、中国でも活用されることになった。二〇一〇年九月七日、尖閣諸島付近での中国漁船と日本の海上保安庁の巡視船の衝突事件でも中国当局に利用され、香港の週刊誌『亜洲週刊』（九月二六日号）は、「韓国に学ぶ」と題した特集を組んだ。

その中で「日本から韓国が独島を奪還した貴重な経験を学べば釣魚島回復も夢でない」とし、尖閣問題では実力行使が有効との主張もなされた。

中国側が竹島問題に注目したのは、日本領であった竹島を韓国が占拠し、現在では安定的に支配を続けているから

である。具体的には一九五三年、韓国の鬱陵島の島民が独島義勇守備隊を結成して竹島に上陸し、日本の海上保安庁の巡視船を銃撃するといった事件を経て、翌年九月には韓国の海洋警備隊に引き継がれ、以後、今日に至るまで、日本側が適切な対抗措置をとっていない現実を重視したのである。

そこで中国も民間人を尖閣諸島に上陸させ、韓国が竹島を占拠した方法に倣って日本側に抵抗すれば、日本から尖閣諸島を奪取できるといった主張をするまでになった。中国側がこれだけ強硬な主張をするのは、韓国と同様、尖閣諸島は歴史的に中国の「固有の領土」であったと認識しているからである。

だが尖閣諸島は、明代から中国領土で、台湾の一部であったとする中国側の歴史認識には根拠がない。これは後述するように、尖閣諸島は一度も中国領土となった事実がないからである。ただ尖閣諸島が日本領となったのが日清戦争最中の一八九五年一月一四日。これは日露戦争中の一九〇五年一月、「無主の地」であった竹島が日本領に編入されたのと経緯が酷似する。竹島も尖閣諸島も戦時下で日本領に編入され、「無主の地」を日本が先占したという共通性のため、日本による侵略といった歴史認識に結びつきやすいのである。

この点で、日本側は国際法を盾に領有権を主張するだけでなく、歴史事実を明確にしておく必要がある。竹島問題や尖閣問題を解決するには、中韓の歴史認識を論破すべく、論争を挑む必要があるからだ。だがこれまでのような外交摩擦を忌避する態度では、竹島問題や尖閣問題は解決しない。その意味からも竹島問題は、新たな局面を迎えたとと言えるのである。それは日本が抱える領土問題は、相手国がいずれも国際法よりも自らの歴史認識に依拠し、係争地の領有権を主張してきたからである。

#### 竹島問題から尖閣問題へ

尖閣問題について言えば、尖閣諸島は一八九五年以来、日本の領土であった。その尖閣諸島をめぐる帰属問題が浮上するのは一九七〇年代、国連アジア極東経済委員会の協力で東シナ海一帯の海底調査がなされ、「東シナ海の大陸棚には、石油資源が埋蔵されている可能性がある」と指摘されてからである。最初に尖閣諸島の領有権を主張したのは中華民国（台湾）で、一九七一年六月一日、外交部によって領有権が主張され、中華人民共和国（中国）は一月三〇日、中華民国と同様、外交部声明によって領有権を主張している。

台湾および中国政府が尖閣諸島を自国領とするのは、琉球国（現在の沖縄県）が明や清の冊封を受けていた時代、中国の冊封使が琉球国に渡る際に尖閣諸島を航路の目印としていたことから、早くから尖閣諸島を中国領として認識していた、という理由による。さらに清朝の徐葆光が著した『中山伝信録』では、尖閣諸島を琉球三六島に含めていないことも根拠となった。琉球領（現、沖縄県）でなかった以上、尖閣諸島は、台湾の一部であったとするのが、台湾と中国の主張である。

これに対して日本政府は、竹島問題と同様、尖閣諸島は「日本の固有領土」と繰り返すのみで、中国側の歴史認識を問題にすることはなかった。だが現実には、中国側は歴史的に中国の領土であったとし、日本による尖閣諸島領有を帝国主義的侵略行為とするなど、その歴史理解には大きな隔たりがある。この溝を埋めることができなければ、領土問題の解決は覚束ない。国際法的に日本の主張が正しいとし、その正当性を叫んでも、国際法よりも自らの歴史認識を尊重する中国側は、納得しないからだ。

これは韓国側の領土問題に対する認識とも、軌を一にする。「竹島の日」条例が制定され、竹島問題が日韓の懸案となった当初、韓国では日本側の研究動向に関心を示していた。だが最近はずっとその動きがなくなった。韓国側

では、竹島問題を日本の領土的野心や右傾化の結果と捉え、自らの歴史認識によって対外的プロパガンダに専念しているからだ。

中国との尖閣問題もこれと同じ状況にある。近年、中国漁船が尖閣諸島付近の日本側領海で平然と漁労活動が続けるのも、領土問題を蔑ろにして来た日本政府に対する侮りと、尖閣諸島は中国の領土であるとする歴史認識が蔓延しているからである。その時、中国側の強硬路線のモデルとなったのが、半世紀以上も竹島を不法占拠し続け、政府機関の「東北アジア歴史財団」を通じ、プロパガンダに余念のない韓国の対日政策なのである。

この九月七日、日本の海上保安庁の巡視船に中国漁船が衝突し、公務執行妨害の容疑で船長が逮捕されても、中国側が追突行為を正当化する理由がここにある。中国側には、日本と竹島問題を争う韓国側と同質の歴史認識があるからだ。韓国側では竹島は六世紀から韓国領であったとし、それが日露戦争の際、日本によって奪われてしまったと認識している。尖閣諸島に対する中国側の歴史認識もこれに近く、中国側では一八九五年一月、日清戦争の最中、日本に侵奪されたとしてきた。

それが「竹島の日」条例をきっかけに、韓国と中国で反日感情が高まる中で、竹島と尖閣諸島は、いずれも軍国主

義国家日本が日清・日露戦争を機に侵略したとする歴史認識が台頭し、日本を批判する論理となったのである。

ところが日本政府は、竹島問題と尖閣問題が浮上しても、「歴史的にも国際法上も日本の固有領土」と繰り返すだけであった。これでは歴史認識を重視する韓国や中国側は承服するはずはなく、反発は感情的になるだけである。摩擦を嫌う日本政府が、領土問題を解決できない理由がここにある。

このように国際法ではなく、歴史認識で理論武装して行く韓国や中国に対処するには、何よりも侵略とする歴史認識を覆す必要がある。それには当然、外交摩擦を覚悟し、歴史の事実を伝える努力が不可欠である。

その観点で尖閣問題を見ると、問題は中国の歴史認識にある。なぜなら歴史の事実として、明代の台湾は「東蕃地」とされ、台湾には中国の統治が及んでいなかったからだ。清朝が台湾府を設置した康熙三三（一六八四）年の時点でも、統治の範囲は台湾の南西部に限られている。清朝の勢力が台湾の北端にまで伸張するのは、彰化縣と淡水縣が設置された雍正元（一七二二）年である。だが淡水縣の北限は「鶏籠城界」（現在の基隆市）とされ、それは同治一〇（一八七一）年刊の『淡水庁誌』によって確認ができるが、その時でも台湾の右半分には清朝の統治が及んでいなかった。清朝が

台湾府の北限を「鷄籠城界」とするのは、蔣毓英の『台湾府志』や高拱乾等の『台湾府志』（康熙三五年刊・二六九六年）を踏襲するもので、尖閣諸島が台湾府の行政区域外にあったことは自明である。事実、『基隆市志』（一九五四年刊）によると、台湾と尖閣諸島の間にある基隆島・彭佳島・棉花島・花瓶島が基隆市に編入されるのは光緒二二（一九〇五）年である。この外にも、尖閣諸島が中国領でなかった事実は、『欽定古今圖書集成』（一七二八年刊）の「台湾府疆域図」や乾隆帝の勅命で編纂された地理書の『大清一統志』（一七四四年刊）等で確認ができる。

これら中国側の文献から言えることは、尖閣諸島は歴史的に一度も中国の領土となつた事実がなかったということである。それを中国側は、歴史的に尖閣諸島は中国固有の領土であったとし、日本による尖閣諸島の領土編入を帝国主義的侵略行為と批判してきた。この中国側の論理は、韓国側が竹島問題で示す歴史認識に近い。その意味で日本が抱える近隣諸国との領土問題は、本質的に同じものと言える。

だがこの状況は、近隣諸国との摩擦を嫌い、日本が沈黙を守っていられる段階ではないことを物語っている。国家としての日本が反論しない限り、日本に対する誤った歴史認識が国際社会を被い、日本の国益が大きく損なわれるか

らだ。竹島問題をはじめ日本の領土問題は、もはや避けては通れないところにまで来ているのである。

#### 四面楚歌の中の日本

事実、領土問題の解決に消極的であった日本政府の弱点を見透かした事件が、一月一日のロシアのメドベージェフ大統領による国後島訪問と、それに続いたロシア高官たちの北方領土詣である。だがそれはロシア単独の行動とは言えないものがある。二〇一〇年九月二十七日、訪中したメドベージェフ大統領が、胡錦濤国家主席とともに「第二次大戦終戦六五周年を記念する共同声明」を発表し、「中露は第二次大戦の歴史の歪曲、ナチスや軍国主義分子とその共犯者の美化、解放者を矮小化するたくらみを断固として非難する」とする以前から、中露は連携の姿勢を示していたからだ。それもメドベージェフ大統領は、同年七月、日本が降伏文書に調印した一九四五年九月二日を「大戦戦勝記念日」とする法案に署名し、九月二日に開催された戦勝記念の式典では、ロシアのミロノフ上院議長が「ソ連軍は中国東北部（満州）や北朝鮮、南サハリン（南樺太）、クurl諸島（千島列島と北方領土）を解放した」と発言するなど、ロシア側の歴史認識が示されていた。

だが北方領土をソ連軍が解放したとする歴史認識は、歴史の事実に基づいていない。にもかかわらず歴史の歪曲を断行したのは、「竹島の日」条例の成立以後、韓国や中国国内に反日感情が高まり、日本を侵略国家とする歴史認識が韓国・中国・ロシアで共有されたからである。

これは日本の領土問題が新たな局面を迎えた証である。

北方領土（千島列島と南樺太を含む）・尖閣諸島・竹島は、歴史的にも日本の領土である。問題は、日本にはこれまでその事実を伝える見識と、それを支える研究機関が存在しなかったことである。「竹島の日」条例以来、中国やロシアは韓国の妄動に釣られ、盲従した。今が領土問題を解決するチャンスである。巷間言われるように四面楚歌どころか、「漁夫の利」を求めて集まった烏合の衆を、一網打尽にする好機である。

なぜならその領土問題で、日韓の間に領土問題は存在しないとした韓国政府が、島根県の取り組みに危機感を抱き、『日本は独島をこのように侵奪した』（二〇〇五年）、『独島領有権確立のための研究』（二〇〇六年）、英語版『竹島Ⅱ独島論争』（二〇〇九年）等を刊行して、論駁の標的を数多く残してくれたからである。

それに追隨したのが北方領土を不法占拠するロシアと、尖閣諸島を虎視眈々と狙う中国である。ロシアと中国では、

韓国流の歴史認識に便乗して、自らの侵略的性向を露呈した。これは日本にとって、核や軍事力を借りずに、領土問題を解決していく手段を得たことになる。韓国側が残した標的を一つ一つ潰しながら、韓国側がいかに国際社会を欺瞞し続けてきたのか、その誤った歴史認識を糺して行くことで、ロシアや中国の動きをも牽制できるからである。

だがその作業は、一地方自治体の島根県がなすべきことではない。外交摩擦を避けてきた日本が、国家的事業として推進するところに意味がある。竹島問題が新たな局面を迎えたとは、このことを言う。

#### 竹島問題をめぐる日本の現状

ロシアや中国までが領土問題に関心を持った今、それはきわめて現実的な問題となっている。二〇〇五年六月に発足した島根県の竹島問題研究会は、日韓の論点整理をした第一期の「中間報告書」と「最終報告書」をまとめ、竹島の領有権を主張する韓国側の論拠には、歴史的根拠がない事実を明らかにした。そのため島根県竹島問題研究会がまとめた「最終報告書」は、二〇〇八年二月の外務省による小冊子「竹島問題を理解するための一〇のポイント」の発刊に繋がり、同年七月の文部科学省による中学校学習指導

要領の解説書に、竹島問題が記載される契機となるなど、日本政府内部にも動きが出ているからだ。

この島根県竹島問題研究会の「最終報告書」に対しては、韓国の政府機関である東北アジア歴史財団と韓国海洋水産開発院、嶺南大学校独島研究所等からの反論がなされているが、それらは逆に韓国側の竹島研究の限界を浮き彫りにすることになった。

さらに外務省の小冊子「竹島問題を理解するための一〇のポイント」に対しても、東北アジア歴史財団や韓国海洋水産開発院等から反論がなされ、島根大学名誉教授の内藤正中氏は二〇〇八年一〇月、『竹島』独島問題入門——日本外務省「竹島」批判』を刊行して、外務省批判を展開している。だが内藤正中氏と韓国側の反論はきわめて恣意的なもので、かえって竹島が韓国領でなかったことを証明する皮肉な結果となり、墓穴を掘ってしまった。外務省の小冊子で、韓国側が竹島の領有を主張する根拠とする『新增東国文献備考』の分註（「于山島は日本の言う松島（現在の竹島）である」）が、後世の改竄であった事実を指摘した部分でも、内藤氏は「ここだけ異説を取り上げた外務省の意図がわからない」と、議論を忌避することに懸命になっているからだ。韓国側では、外務省の小冊子を論破できずにいるのである。

そのためこの『新增東国文献備考』の分註に関し、韓国側にも改竄説を支持する研究者が複数現れている。にもかかわらず内藤正中氏は依然としてそれを「異説」として排除し、韓国側では内藤正中氏の説を奇貨と捉え、竹島は韓国領と強弁しているのである。事実、二〇〇九年一月には、韓国の国会図書館（国会）が英語版の『The Dokdo / Takeshima Controversy』を刊行するが、これは内藤正中氏と「下條正男批判」<sup>20)</sup>を繰り返す朴炳涉氏の共著となる『竹島』独島論争』（二〇〇七年刊）の日本語版が基になっている。

だがこの種の韓国政府によるプロバガンダは、氷山の一角に過ぎない。それは「脆弱な日本の民主党政権、独島を政治的悪用の可能性」と題した、二〇一〇年二月二四日付の『週刊朝鮮』（ネット版）が雄弁に物語っている。ここでは東北アジア歴史財団の鄭在貞理事長に対するインタビューが行われ、財団の一年間の成果として、八月一〇日の菅直人首相の談話が発表された内幕に言及している。それによると東北アジア歴史財団では、それに先立ち日韓議員連盟の渡部恒三会長等をソウルに招き、菅談話に朝鮮王室儀軌の引き渡しを明記する仲立ちとして、松下政経塾および松下政経塾出身の国会議員を利用したと、その裏話を披歴している。

さらに日本の小学校の教科書に竹島問題が記載されることになる、東北アジア歴史財団は、日韓両国の市民団体の連帯活動を支援し、韓国内六〇団体と日本の四〇余りのNGOを一つにまとめたという。現にそれは、日本の「子どもと教科書全国ネット21」と協力し、『竹島／独島問題の平和的な解決をめざして』と題する冊子の刊行（二〇一〇年一〇月）に繋がっている。ここでは「日本政府の一方的見解を押しつける検定は重大な問題です」との観点から、日本政府は「竹島問題を利用して感情的なナショナリズムを煽り、植えつけようとしている」としか思えません。こうした行為は、竹島／独島問題の解決を遠ざけ、日韓関係をいたずらに緊張させ、両国市民の交流、平和・友好と親善の発展に大きな障害をもたらし、ひいては、東アジアの平和な共同体への展望も閉ざしてしまうことになりかねません」と、述べている。竹島は日本の固有の領土である。それを半世紀以上も不法占拠しているのは、韓国である。なぜこの人々には、歴史の事実が理解できないのであろうか。

この種の団体や韓国側に招かれ、竹島問題に言及する人士の多くは、竹島問題に関連する歴史研究を行っているわけではない。竹島問題を日本の侵略という歴史認識で捉え、日本批判をしているだけだからである。

だが島根県竹島問題研究会では、すでに竹島の領有権主

張の韓国側の根拠を論破しており、韓国側によって竹島が不法占拠されている事実は実証されている。それがなぜ韓国側に伝わらず、竹島問題の解決に結びつかないのだろうか。これは国家主権が侵され続けても、日本政府が外交摩擦を忌避して来たことと無関係ではない。領土問題は、本来、国家の専管事項だからである。その中で、島根県としては「竹島の日」条例を制定し、国民世論の喚起に努めてきた。島根県の溝口善兵衛知事も二〇一〇年五月、上京して滝野欣弥官房副長官を首相官邸に訪ね、竹島問題を専管する組織を政府内に発足させるべく要請している。それは北方領土問題に関しては、内閣府に北方対策本部があるからである。

だが考えてみなければならないことは、竹島問題のような国家主権にかかわる領土問題を一地方自治体が中央政府に陳情し、解決を求めなければならない現状こそ異常だということである。その国家主権にかかわる問題も、陳情によってしか中央政府に届かないといった政治システムは、政府中枢にその意志がなければ領土問題は解決しない、ということである。事実その問題点は、『月刊朝鮮』の二〇〇九年一〇月号に寄稿した、鳩山総理（当時）の東北アジア担当顧問と称する尹星駿氏の「鳩山の登場は韓国にとつて幸運」と題した一文が、象徴的に物語っている。それは

二〇〇六年五月、民主党の鳩山由紀夫幹事長（当時）が訪韓した際、尹星駿氏が「当時、筆者は鳩山幹事長に独島問題に対する歴史的な事実関係を理解してもらう必要性があると判断し、独島問題に精通した保坂祐二世宗大学教授を紹介した」ことを伝えるもので、その効果は絶大であった。

その時、鳩山由紀夫幹事長は、「忙しい日程の中で、予定された時間をはるかに越え、保坂教授の独島に関連する説明を一時半、傾聴した」としており、保坂氏には「良い勉強をしました」と感謝したという。これが二〇〇六年五月、民主党の鳩山由紀夫幹事長（当時）と韓国の韓明淑國務総理との会談での発言に繋がり、それは今も韓国政府のサイトに掲載されている。この保坂祐二氏は、島根大学名誉教授の内藤正中氏と同様、竹島は韓国領と主張しており、韓国側では影響力を持っている。

その保坂祐二氏が、二〇一一年一月二一日付の韓国の『中央日報』で、二〇〇九年二月二五日、「高校の新学期指導要領の解説書で竹島問題が具体的に記述されなかったのは、鳩山首相の指示」としている。翌年四月、竹島問題に関連し、自民党の新藤義孝議員が衆議院外務委員会で岡田克也外相（当時）に質問した際、岡田氏が「不法占拠」としなかったのも、「竹島の日」の二〇一一年二月二日、枝野幸男官房長官が竹島問題について記者から質問され、

「不法占拠」の使用は、「わが国の国益に沿ったものではない」とした理由もここにある。

竹島問題に関しては、複数の国会議員が質問主意書を提出しているが、その答弁書には決まって「同問題の平和的解決を図るため、粘り強い外交努力を行っている」といった文言で締め括られている。だがこの民主党政権に、粘り強い外交は期待できない。

では竹島は、日本の固有領土ではないのだろうか。政府見解は勿論のこと、島根県の竹島問題研究会の研究を通じて、竹島が韓国領であった歴史的事実はない。にもかかわらず民主党政権は隣国の主張には耳を傾けても、自国の歴史を知ろうとはしなかった。そのため韓国側は逆に攻勢を強め、二〇一一年三月、韓国の教育科学技術部は竹島問題に対する教育指導書を作成し、小中高校で竹島問題を体系的に教えるまでになった。

だが問題は、韓国側が歴史的地理的に韓国領とする文献には、何ら根拠がない点にある。教育科学技術部傘下の東北アジア歴史財団は、二〇一〇年二月二日、『独島！ 鬱陵島では見える』を刊行し、鬱陵島からは竹島が「見える」ので、竹島は韓国領だと主張した。

しかしこれなどは文献が読めないだけのこと、竹島の領有権を主張する根拠にはならない。東北アジア歴史

財団が問題とした「見える」は一九五二年一月八日、韓国政府が「李承晩ライン」を宣言し、日本領の竹島をその中に含めたことに起因する。抗議した日本政府に対し、韓国政府は『世宗実録地理志』の「見える」を根拠に、竹島は韓国領としたのである。その際、韓国政府は、『世宗実録地理志』に記された「于山・武陵二島。在県正東海中。二島相去不遠。風日清明則可望見（于山・武陵の二島、県の正東の海中に在り。二島、相去ること遠からず。風日清明なれば則ち望み見るべし）」の「見えるべし（見える）」を、鬱陵島から見た于山島の記述と解釈した。鬱陵島から「見える」のは竹島だけなので、『世宗実録地理志』に記された于山島は竹島に違いないとして、領有権主張の論拠としたのである。

一九五〇年代、日韓が竹島の領有権を争った際の争点は、「見える」「見えない」ではなく、『世宗実録地理志』に記された于山島が、竹島であるのかどうかにあった。それを東北アジア歴史財団では、川上健三氏自身、鬱陵島の「二〇〇メートル以上」<sup>28</sup>では島としての竹島が確認できる、と明言していたにもかかわらず、「独島は鬱陵島では肉眼で観察できない」と主張したとし、実際に鬱陵島の高所で観測して「見える」ので、竹島は韓国領であるとしたのである。だが一九五〇年代、「見える」「見えない」が争点となったのは、『世宗実録地理志』に記載された于山島が、係争中の竹島

### 平成二三年度『海外事情』特集案内

平成二三年度『海外事情』特集の対象地域およびテーマは、次の通りです。

- \* 四月号 海洋安全保障
- 五月号 中南米情勢
- 六月号 情報セキュリティ
- 七・八月号 非伝統的安全保障問題
- 九月号 地域経済協力
- 一〇月号 日米中関係
- 十一月号 防衛産業政策
- 一二月号 朝鮮半島問題と日米韓協力
- 一月号 日米同盟
- 二月号 地球環境問題
- 三月号 アフガン後の中東情勢

\* 印は既刊号です。なお、編集の都合上、特集企画が変更されたり、タイトル表記が変更になる場合があります。あらかじめご了承ください。

拓殖大学海外事情研究所

かどうかであった。それを東北アジア歴史財団では、鬱陵島では竹島が「見える」かどうかに争点をすり替え、「見える」から竹島は韓国領であると、自国民をも欺く妄説を捏造したのである。

この『世宗実録地理志』の「見える」に由来する論争の問題点は、すでに拙著『竹島は日韓どちらのものか』<sup>⑧</sup>で明らかにした。『世宗実録地理志』の「見える」は、朝鮮半島から見た鬱陵島と解釈しなければならないのである。

事実、『世宗実録地理志』に記された于山島は、一六九六年の安龍福による密航事件以後、朴錫昌の『鬱陵島図形』（一七一年）によって鬱陵島の東二キロほどにある竹嶼（所謂于山島）と表記されることとされ、于山島の名も學術的評価の高い地誌からは消えている。

その一つ、英祖四〇年代（一七六〇年代）に編纂された『輿地圖書』の当該記事には于山島が記載されず、「鬱陵島。一羽陵。島在府東南海中。三峯岾嶮撐空、南峯稍卑。風日清明則峯頭樹木山根沙渚歴々可見（鬱陵島。一つに羽陵と言い。鬱陵島は府の東南の海中に在る。三つの峯は岾嶮として空を撐（ささ）え、南峯がやや低い。よく晴れていれば峯頭の樹木や山根の沙渚が歴々と見える）」と、鬱陵島に関する記述として記されている。これは『世宗実録地理志』に由来する「見える」を、朝鮮半島から鬱陵島が「見える」と読まねばならないことの証

左である。

これをより明確に、朝鮮半島から鬱陵島が「見える」としたのは、金正浩の『大東地志』（一八六四年成立）である。

『大東地志』では、『世宗実録地理志』で「よく晴れた日には見える」と記述されていた部分は、「自本県天晴而登高望見則如雲氣（本県より、晴れて、高い所に登って望み見ると、ちょうど雲気のようなものである）」と記述されているからだ。本県とは鬱陵島を管轄する蔚珍県を指し、その蔚珍県の高所から望み見ているのは鬱陵島である。

韓国の東北アジア歴史財団では、文献批判を怠っただけでなく、文献を恣意的に解釈し、鬱陵島で現地観測をするといった前代未聞の行動に出た。だが『世宗実録地理志』に記された「見える」は、陸地から鬱陵島が「見える」と解釈しなければならない。それは拙著でも明らかにしたように、『世宗実録地理志』が編纂された際は規式（調査編集基準）に準拠して編修され、島嶼の場合は所轄官庁からの距離と方向を示すことになっていたからだ。『世宗実録地理志』の「在県正東海中」の一節は、蔚珍県の正東の海中に鬱陵島が在るとして方向を示し、「風日清明則可望見」は所管する蔚珍県から「見える」距離にある、と解釈しなければならないのである。それは地誌から于山島の名が消えても、「見える」は鬱陵島を説明する文章として使われ

続けている事実が、雄弁に物語っている。『世宗実録地理志』の「見える」を朝鮮半島から見た鬱陵島と解釈するのは、朝鮮史研究の基本である。

韓国側では一九五四年以来、歴史的根拠がないまま竹島を占拠しているため、あれこれ文献を恣意的に解釈しては、日本の侵略行為を糾弾してきた。日本に対しては植民主義や軍国主義の復活と騒ぐが、無人島の竹島に植民し、武力占拠を続けているのは韓国側である。

### 竹島問題は解決する

さて以上述べてくると、現状の竹島問題は決して解決不能な状態にないことは、理解できたと思う。島根県議会による「竹島の日」条例制定を機に島根県竹島問題研究会が「最終報告書」をまとめると、それが外務省の「竹島問題を理解するための一〇のポイント」に繋がりが、文部科学省が中学校社会科の学習指導要領解説書に竹島問題を明記する契機となる等、実際に日本政府が動いたからだ。その過程で、日本の外交姿勢や政治家の資質も明らかとなり、国家戦略が確立していない日本の現実も明確となった。

これに対して韓国政府は、政府機関を設置し、事実無根の研究成果を発表し続ける中で、逆に自ら竹島を不法占拠

する実態を露呈することになった。これに釣られ、尖閣諸島問題の中国や北方領土問題（千島列島・南樺太を含む）のロシアも問わず語りにその侵略的傾向を露呈した。日本では国際法的視点が強いが、韓国や中国・ロシアでは歴史認識が大半である。視点を変えて領土問題に取り組む意味がここにある。

竹島問題のような領土問題は、国家が研究機関を設置して、自ら明確な歴史理解をし、外交摩擦を恐れず、その正当性を主張すれば、決して解決不能な問題でないことは、自明である。

(しもじょうまさお・拓殖大学国際学部教授)

### ●注

- (1) シーボルト「日本全図」(一八四〇年)では、「竹島、(アルゴノト島(東経一二九度五〇分・北緯三七度五分))」、「松島(ダジュールト島(東経一三〇度五六分・北緯三七度二分))」と表記。竹島は(東経一三一度五六分・北緯三七度一分)に位置。
- (2) たとえば一八五一年の仏海軍「太平洋全図」海図番号一二六四(地図三九)、一八六三年の英海軍海図「日本・日本九州、四国及び韓国一部」。
- (3) 外務省嘱託、北澤正誠の『竹島考証・竹島版図所屬考』(一八八一年)で「松島は古代韓人称する処の鬱陵島」とし、以後、日本側では鬱陵島を松島とも称した。
- (4) 崔南善「鬱陵島と独島」、『ソウル新聞』一九五三年八月一〇日から九月七日まで連載(二五回)。
- (5) 日韓国交正常化交渉の第五次首席代表の兪鎮午は『韓日会談が開かれるまで』(上)で、「韓国の全財産の八〇%となるか九〇%となるか帰属財産の処理を日本との協議」(『思想界』一九六六年二月号、九四ページ)。
- (6) 吉澤清次郎監修『日本外交史』二八(鹿島平和研究所編、五六ページ)。

ジ。

(7) 韓国政府は一九五四年八月二日、「独島北東部端に灯台設置」を駐韓外国公館に通告。

(8) 今日、日韓の教科書問題、慰安婦問題、日本海呼称問題等の歴史問題は、いずれも同じ歴史認識によって論じられている。

(9) 李明博大統領は二〇〇八年八月一日、「独島研究所」を設置。

(10) 二〇〇一年五月五日、中国の八路军太行纪念馆のサイトには尖閣問題に関する論稿が多数掲載された。

(11) 拙稿「東海問題から見た日韓関係」、「現代コリア」二〇〇三年三月号。拙稿「竹島・東海・そして歴史認識問題」、「海外事情」二〇〇三年六月月号。拙稿「高句麗史論争と間島問題」、「海外事情」二〇〇四年二月月号。

(12) 二〇〇七年、アメリカ下院、カナダ、オランダ議会等では慰安婦非難決議がなされた。韓国「京郡新聞」(電子版)二〇一一年三月三日付によると、東海の表記が三%から三〇%に拡大したとしている。

(13) 拙稿「竹島問題と東海問題」、「月刊日本」二〇〇二年一月号。拙稿「竹島・東海・そして歴史認識問題」、「海外事情」二〇〇三年六月月号。

(14) 韓国「中央日報」(電子版)二〇〇六年四月二四日付「交渉の背景に『文喜相・森喜朗』ラインあった」によると、「韓国側は日韓議員連盟会長の森元首相と交渉、森元首相は外務省に指示、谷内外務省事務次官をソウルに派遣し、事態の收拾が図られた」としている。その後、韓国側は排他的経済水域の基点を麟陵島から竹島に移した。

(15) 二〇〇五年六月二三日付、産経新聞の報道によるとロシアの外交誌『メジドナロードナヤ・ジーズニ』(二〇〇五年六月号)。

(16) 二〇〇五年三月、中国の国際在銭のサイトでは竹島問題、歴史教科書問題を取り上げ、靖国神社参拝問題、尖閣諸島問題、日本の国連常任理事国入り阻止等を掲載。

(17) 吴天穎「甲午戦前釣魚列嶼帰属考」(中国)、一九九四年八月。著者不明「従「使琉球録」看釣魚嶼」、「台湾文献叢刊提要」(台湾)、民国六〇年。井上清「尖閣列島」、現代評論社、昭和四七年一〇月刊等。

(18) 拙稿「独島呼称考」、「人文・自然・人間科学研究」二〇〇八年三月第一九号で、東北アジアの平和のための正しい歴史定立企画団編「独島、六世紀以来韓国の領土」、二〇〇五年六月刊を批判。

(19) 二〇一〇年五月九日、訪ロした胡锦涛国家主席、メドベージェフ大統領と会談。戦略的協力パートナーシップを確認し、「大祖国戦争戦勝六五周年記念式典」に参席。

(20) 朴炳渉「下條正男の論説を分析する」、「独島研究」第四号、二〇〇八年六月。韓国海洋水産開発院の「二〇〇八年・独島研究センター企画研究課題申請要項」によると、朴炳渉氏は二〇〇七年度、「下條正男の主張批判」と題する研究テーマで韓国海洋水産開発院から研究支援を受けている。それらが二〇〇九年一月、韓国の国会が刊行した英語版の『The Dokdo/Takeshima Controversy』に繋がっている。

(21) 和田春樹東京大学名誉教授、松尾尊兌京都大学名誉教授、高島伸欣琉球大学名誉教授、若宮啓文元朝日新聞論説主幹等。

(22) 川上健三「竹島の歴史地理学的研究」、古今書院、二八一ページ。

(23) 拙著「竹島は日韓どちらのものか」、文春新書、一五八〜一六六ページ。

ジ。

なお本稿は、『月刊リベラルタイム』二〇一一年二月号の拙稿「韓国の「竹島占領」に非力な対応の日本政府」と、第二期島根県竹島問題研究会の「中間報告書」所収の拙稿「中間報告にあたって―新たな局面を迎えた竹島問題」を大幅に加筆、訂正をしたものである。